

はじめに

『琴歌譜』は奥書に、「琴歌譜一卷 安家書 件書希有也。仍自大歌師前丹波掾多安樹手伝写」、「天元四年十月廿一日」とあることにより、『琴歌譜』が大歌師の多安樹の所持本によつて写されたことがわかる。そして、十月二十一日が、『小野宮年中行事』にある「大歌始日」であることが、陽明叢書『古楽古歌謡集』（解説）に述べられているが、『琴歌譜』は大歌のテキストであったと考えられる。『琴歌譜』の歌曲は、十一月節、正月元日、七日、十六日の順に記載があり、『内裏式』、『貞観儀式』の大歌を奏する四節と一致する。『琴歌譜』には、それぞれの曲に歌詞と歌譜、そして縁記を有するものがある。これらが、実際に節会の場で歌われた歌謡として、歌譜や縁記からの解釈と、節会の場でのような意味をもつて奏されたのかを論じる。

第一章 琴歌譜の縁記について

『琴歌譜』には「縁記」を有する歌曲がある一方で、正月元日節の「長垣安扶理」の後に、「自余小歌同十一月節」と記載があることから、『琴歌譜』には「小歌」もあることがわかる。本稿では、『琴歌譜』に記載される四節会で、大歌は天皇に奏上されるものであるために、縁記を有するものが大歌であると結論づけた。

縁記の記載方法には、琴歌譜著者の、歌に対する意識が示されている。つまり、最も正確な縁記は、歌譜の前に記載され、天皇作歌とされているものである。琴歌譜の大歌は、天皇に奏上されるものであるために、天皇作歌であるとする縁記を記載しようとする琴歌譜著者の意識が見える。

第二章 『琴歌譜』十一月節

第一節 『琴歌譜』「茲都歌」―「築き余す」をめぐって―

『琴歌譜』一番歌「茲都歌」は、『古事記』九四番歌「志都歌」とほぼ同じ歌である。しかし、琴歌譜の縁記は、『記』の赤猪子の伝承を、「此縁記与歌異也」とし、琴歌譜独自の「一説」の伝承を「此縁記似正説」とする。さらに、歌譜では、三句めの「つきあます」を六回歌っている。これらのことから、『記』の「志都歌」ではなく、『琴歌譜』の「茲都歌」として解釈されるべきであると考ええる。また、従来、『記』九四番歌も、赤猪子の物語として有名であるが、「築くや玉垣築き余す」の解釈が十分であるとは言えない。本稿では、古事記の「志都歌」が、宮人である赤猪子の嘆きであるのに対し、琴歌譜「茲都歌」は、天皇親祭である十一月節において、新嘗屋や大嘗宮に八百万の神を迎えるにあたって、その神迎えの準備をする歌であることを論じた。「築き余す（垣を築き余らせる）」とは、余裕のある材料で過分に垣を築き、豊かな満ち足りた垣を築くことである。「築き余す」を繰り返すことによつて、今後も築き続ける用意がある＝末永く神様にお仕えするという意味になる。

第二節 『琴歌譜』十一月節「歌返」——「御井の上に植ゑつや」を中心に——

『琴歌譜』「歌返」は「茲都歌」に続く十一月節の二番歌であり、十一月節（新嘗・大嘗）にとつて、「御井」は、黒酒白酒を造るために重要な意味を持つ。「歌返」の縁記には、仁徳天皇が八田皇女を恋偲んで歌つたとあり、「歌返」は、恋歌として理解されていたことがわかる。歌譜では「植ゑつ小竹」が繰り返し歌われ、恋偲ぶ女性を小竹にたとえ、御井に植えることによつて、御井の守りに得たという意味になることを論じた。歌詞の「淡路の三原の小竹」は、小竹に譬えられた淡路御原皇女のことである。淡路御原皇女は、仁徳天皇にとつては八田皇女とともに異母妹になり、八田皇女とは異母姉妹にあたるので、仁徳天皇と淡路御原皇女の恋愛伝承が、有名な仁徳天皇と八田皇女の恋愛伝承に転位吸収されたと考える。

十一月節では、『貞観儀式』や『延喜式』、『祝詞』にも出ているように、造酒童女という、稲穂を抜くことから稲穂を用いての黒酒白酒の醸造や調理に関わる特別な女性が選ばれる。また、十一月節に掘られる「御井」は、天皇が神と共に召し上がるための黒酒白酒を造る水を得る、重要なものである。「歌返」では、御井に得た淡路御原皇女が、十一月節の造酒童女を象徴しているのである。

第三節 『琴歌譜』「片降」について

『琴歌譜』には「片降」の曲名が、十一月節と正月元日節にそれぞれ一首ずつ見られる。また、十一月節の最後に歌われる「大直備歌」は、十一月節「片降」と曲節だけを変えた同じ歌詞の歌であり、正月元日の最後の歌も同様に、正月元日「片降」と同じ歌詞の歌が歌われた可能性がある。このように、「片降」で始まり「大直備歌」で終わるという形式を持つ、その「片降」の歌詞の内容は、節会のテーマソングになっているといえる。

十一月節といえば、大嘗・新嘗祭での収穫儀礼であるが、十一月節「片降」の歌は、収穫直前に「諸穂に垂でよ」と、より一層の豊作を願うものである。そして、「これちふもなし」と言い切ることによつて、非の打ち所のない豊かな実りを予祝する。『貞観儀式』と『延喜式』に、十一月節に先立つて行われる「抜穂の儀」が記されているが、その斎田での宿直は、穂ばらみ成就のための忌み籠もりを思わせる。十一月節「片降」は、本来、その折のことを歌にしたものである。『万葉集』三三八六番や三四六〇番、『常陸国風土記』筑波郡の例も新嘗の忌み籠もりであり、稲のための祭祀を行っていたと想像できる。一方で、十一月節の場では、新穀が持ち寄られるので、「これちふもなし」によつて豊作が現実のものとなったことを意味する。沖繩の稲の祭祀歌謡には、収穫感謝とともに来年の豊作を願う歌の例が多く見られる。つまり、十一月節においても「今年も豊作であった」という満ち足りた状況をいう意味と、来年の豊作をも願う歌になっているのである。

第四節 『琴歌譜』「伊勢神歌」——来臨するオホヒルメ——

『琴歌譜』「伊勢神歌」の歌曲名は、伊勢の太陽神である「伊勢のオホヒルメの神の歌」であると考えられる。十一月節は稲の祭りであり、六曲めの「伊勢神歌」で、先使いの生柳によつてオホヒルメの来臨を予兆し、豊作が約束されるのである。

歌譜では、「さきつかひ」が七回、「いくやなぎ」が三回使われていて、明らかに「さきつかひ」がこの歌のキーワードになっているものと考えられる。「先使ひ」の用例は、

『西宮記』『群行』の条に一例、『紀』神代下第九段には、天孫降臨に先立って遣わされた使いとして、「先駆者」さきはらひ「先だちて行かむや」「先だちてみちひらき啓行かむ」の例がある。また、『延喜式』『斎宮式』に「さきだちて使を遣わす」という例がいくつか見られ、『西宮記』には「伊勢使」の条が見られる。このように、「先使ひ」の用例で「伊勢」との関わりが多く見られることから、「伊勢神歌」は、伊勢との関わりの中で儀式歌として伝承され、宮廷歌謡として作られた歌であろう。

「先使ひ」は、オホヒルメに先立って現れた「生柳」である。「伊勢神歌」での「生柳」は、根付いた柳、生きた柳を意味し、その柳が芽吹くさまは、オホヒルメの来臨を予兆する。生柳がオホヒルメの先使いとされるのは、柳が稲作と関わりのある木であったからだと思う。柳は、その根付きやすい性質や枝が多くてしだれやすい様子から、豊作になることの予祝として歌われている（万葉集三六〇三番、田植草紙・晩歌一番）。そして、田植歌に朝日が歌われるように、稲の生長には太陽の照りが必要である。オホヒルメは太陽の女神であり、農事を司る稲の守り神とも考えられる。『古今集』『日霊女の歌』と「返し物の歌」や、『後撰集』九四番では、春の日の陽光と柳が結びついている。春に芽吹く柳はオホヒルメの先使いであり、稲作の種蒔きの時期にあたる。その生柳によって、これから始まる稲作の稲は豊作になるだろうという予祝の歌になっている。

『神楽歌』では、神の降臨の前には先祓い歌として、松や榊や葛といった神聖な植物の盛んな様子が歌われている。「伊勢神歌」では、柳がオホヒルメを招く神聖な木であり、オホヒルメに先立って、その神威を表すかのように活き活きと芽吹く様子が歌われているのである。歌譜の「よよよ」によって、柳が活き活きと芽吹く様子が、生柳の出現として表されている。

第三章 『琴歌譜』正月元日節

『琴歌譜』『長埴安扶理』について

本稿では、「都伎之祢毛知」の解釈を試み、正月元日節に「長埴安扶理」が歌われた理由を新たな視点から捉える。歌謡や和歌の例では、川辺に生える植物として「川楊」「川副楊」「川竹」があり、その根が絶えないという意味で詠まれている。また、「榛」の根を詠んだ例もあり（万葉集三四一〇番）、いずれも根が付きやすく、生命力が強いところから、「長埴安扶理」も「川榛」の縁語的な用法で、根に関連して詠まれている。第四句は、歌譜では「都義之祢母知波」となっていて、「義」は濁音仮名であり、ツギシネモチハトシカ訓めない。「継ぎし根持ち」で、一首全体の意味は「川の上流の川榛の木のように、遠くて疎遠であるが、継いだ根を持つ者は、同族だと思ふ」という意味になる。

「根」は、雄略記（記一〇〇）や顕宗前紀の室寿、万葉集四二六六番のように、家や都起こす枕詞（万葉集二九番、九〇七番）、玉葛が「絶ゆることなく」の枕詞として詠まれ（万葉集三二四番）、都や宮の繁栄を言う。このように、「長埴安扶理」においても、「川榛の木」の縁語的な用法によって、下句の「継ぎし」や「根」を引き出していると考えられるのである。

顕宗前紀の室寿で、新室の宴の時、顕宗天皇は「稲筵 川副楊 水行けば 靡き起き立ち その根は失せず」（紀八三）というように、家の根が絶えないことを歌う。その次に、

顕宗天皇は、自分こそが天皇であるという名乗りをするのである。「その根は失せず」は、自身が受け継ぐ根を持ち、一族が絶えないことを名乗ったものである。「長埴安扶理」の「継ぎし根持ち」の意味も、家や都を受け継ぐ者のことと思われる。

正月元日には群臣が天皇を拝しまつた。万葉集四二六六番、四二六七番より、年の始めに天皇が官人たちを集めて饗宴を行った様子がよく分かり、正月には官人たちは、天皇に仕える者として同族意識を高めたことが想像できる。「族とぞ思ふ」は、元日に天皇のもとに集った群臣が、自分たちはみな、天皇にお仕えする同族である、と言ったものと考えられる。

第四章 『琴歌譜』正月七日節

『琴歌譜』「阿遊陀扶理」について

正月七日の青馬の節会で、「阿遊陀扶理」三首が、節会の場でどのように機能しているかを論じた。「阿遊陀扶理」一首目の「高橋の甕井」は櫛本付近にある「高橋川」のたもと有名な井を詠んだものと考えられる。その有名な「高橋の甕井」は、地名「高橋」から、二首目の石上の布留川に架かった普通名詞の「高橋（橋脚の高い橋）」へと推移する。そして三首目の「朝狩りに汝兄が通りし橋の前」へとつながっていくのである。つまり三首は、「橋」という共通性で以て推移している。そして、三首全体では、高橋の甕井の清水が、石上の布留川に架かっている橋（高橋）のたもとに出てきたことを示している。

「汝」「汝兄」と掛け合う形式になっており、「阿遊陀扶理」は高橋川（櫛本付近を流れる現在の高瀬川）の橋のたもとの井での歌垣の名残をとどめている。「甕」「熊」「鹿」「匙の柄」を詠み、この節会の場において「ここに清水が出てきた」と繰り返し歌うのは、この場に聖水が出てきたことを言うものと思われる。

『新撰字鏡』には「杓 加比」とあり、その「杓」は『神楽歌』「採物」に、井の清水を汲む神聖な器として歌われている。「阿遊陀扶理」において、一首目「何か汝が此処に出て居る清水」という問いかけに対する二首目、三首目の「我こそ此処に出て居る清水」の詞章は、結果的に三首目の「杓を宜しみ匙の柄の付きを宜しみ」として、清水が「匙（杓）」に出てきたことを示すものである。

「阿遊陀扶理」の歌曲名アユダは「小治田の鮎田」のことと考えられ、『琴歌譜』「阿遊陀扶理」は、鮎田を拓いたその国魂を奏上したのであり、歌謡中に繰り返し歌われる「清水」は、鮎田に引いた水のことと考えられるのである。石上氏と同祖である小治田氏の鮎田に由来する歌として、この場への名水の出現を示す。

そして、石上の「熊」「鹿」「朝狩り」の様子が詠まれていることは、正月七日節会が「御弓奏」「青馬を見ること」であるところからも、節会の場にふさわしい物を読み込んでいると言える。さらに、三首全体で、清水が石上布留の橋のたもとに出てきたことになっているのは、布留にある石上神宮の膨大な武器を管理していた、石上氏の歌謡だからであろう。

第五章 記紀歌謡から琴歌譜、そして神楽歌へ

第一節 『琴歌譜』「茲都歌」「誰にかも寄らむ 神の宮人」をめぐる

—『貫之集』二一番歌への享受—

『琴歌譜』「茲都歌」の下句は、古事記の「志都歌」と同様に「誰にかも寄らむ神の宮人」であるが、この表現が、後に紀貫之によって享受されていることを論じる。『貫之集』二二番歌「宮人の摺れる衣にゆふだすきかけて心をたれに依すらん」の、「宮人は誰に心を寄せているのだろうか」という発想は、「志都歌（茲都歌）」の「神の宮人は誰に頼れば良いのでしょうか」と同じく、すでに心を寄せる相手が決まっている表現である。ここでの「宮人」は、祭祀の場で神に仕える人の意味であり、貫之は、「志都歌（茲都歌）」や『古語拾遺』の「宮人」歌謡を知っており、これらの表現の「宮人」と「衣」にさらに「ゆふだすき」をかけることによって、神祇歌として「心をかける」「心を寄せる」という意味を引き出す技法を取り入れたと考えられる。

第二節 古代の歌曲名について―「片降」を中心に―

『琴歌譜』には「片降」の歌曲名が、十一月節と正月元日節に一曲ずつ見られる。ただし、十一月節と正月元日節の歌詞は違う歌であり、また、「片降」と同じ歌詞の歌は「大直備歌」として別の歌曲名になっている。このことから、「片降」、「大直備歌」は、歌の場の状況を示す意味があり、「片降」は、「いったん幕を降ろす」意味の歌曲名であることを論じる。従来、「片降」の歌曲名は、一首の歌を半分に分け、本歌か末歌のどちらかの調子を低く下げて歌ったものとするのが、本居宣長以来の通説となっている。しかし、そうではなく、『琴歌譜』の歌譜と『東遊』の墨譜、『神楽歌』『大前張』から、「片降」の歌体の特徴と、曲調が一段目と二段目（本歌と末歌、上句と下句）が同じ曲調（同音）で歌われたことを明らかにした。

「片降」の歌曲名は、古事記の「夷振之片下」に由来し、「天離る夷つ女の」として、天上や都から遠く離れていく意味がある。そこから「片降」は「いったん離れる」「いったん幕を降ろす」という意味の歌曲名となったのである。本来、歌曲名は、その場の状況を示すもの、歌詞に拠るもの、歌の意味から付けられているものであると結論づけた。

おわりに

『琴歌譜』歌謡の研究は、従来、歌曲名の下に記載されている整理された歌詞のみで解釈されてきた。しかし、実際に節会で歌われたのは、歌譜（譜歌詞）のほうであり、歌譜を中心にみていく必要がある。たとえば、第二章の「茲都歌」は、歌譜では上句までしか歌われず、「築き余す」が六回歌われている。第四章の「阿遊陀扶理」は、歌譜では「出でて居る（居れ）清水」が繰り返されていることによって、この場に出てきた清水を強調するものとなっている。第三章の「長埴安扶理」では、歌詞は「都伎之根毛知波」だが、譜歌詞に「都義之根母知波」とあることによって、ツギシネモチハという訓みで、歌の解釈が出来る。

また、『琴歌譜』全二二首、一九曲のうち、記紀に載る歌が「茲都歌」、「宇吉歌」、「酒坐歌二」、「茲良宜歌」である。そして、「片降」（三番歌）と「大直備歌」（一二番歌）は神楽歌「木綿垂で」と類似歌があり、「片降」（一五番歌）は続日本紀（一番歌）や古今集に類似歌があり、「短埴安扶理」（五番歌）は万葉集八〇四番に類似歌がある。また、『琴歌譜』のみに見られる歌謡は、「歌返」、「高橋扶理」、「伊勢神歌」、「天人扶理」、「継根扶理」、「庭立振」、「阿夫斯弓振」、「山口扶理」、「余美歌」（続日本紀（二番歌）に類似の表

現がある）、「長埴安扶理」、「阿遊陀扶理」である。

琴歌譜の成立は、奥書の天元四年（九八一年）よりもずいぶん前であることは、奥書の「件書稀有也」よりわかるが、おそらく、四節会（十一月節、正月元日、七日、一六日）の「大歌奏」が見られる内裏式成立以前（八二一年）であることはない。神楽歌で最も古い成立と言われる信義本（神歌抄）は十世紀半ばの成立と言われているが、その信義本以降には、『琴歌譜』の小歌（縁記がないもの）に見られる、一首を半分に分け、本歌と末歌のように二段で歌う、神楽歌の形式が見られる。

『琴歌譜』所収の記紀歌謡は、『古事記』『日本書紀』の歌謡ではなく、『琴歌譜』の歌謡として解釈されるべきである。たとえば、『琴歌譜』一番歌の「茲都歌」は、古事記の「志都歌」ではあるけれども、その縁記は、古事記の伝承ではなく、あくまでも天皇御製の伝承を優先している。それは、『琴歌譜』が節会で奏されるという性質上、天皇に対して奏上される歌謡だったからである。